

産学官金連携手続について

本学では、企業等から研究経費や研究員を受け入れ、共同研究、受託研究、学術指導等の契約を結び、大学教員の研究シーズや大学の設備等を提供して企業等へ研究成果を還元していく仕組みを構築しています。

以下に、申込みから成果還元までの手続の流れを御紹介します。

1 連携の種類

- ① 共同研究：企業等と本学教員が共通のテーマについて共同又は分担して研究を行う制度です。
- ② 受託研究：企業等が本学に対し研究を委託し、成果の還元を得る制度です。
- ③ 学術指導：企業等からの要請に基づき、本学教員が、教育研究及び技術上の専門的知識に基づく技術指導やコンサルタント等を行い、研究開発を支援する制度です。

2 手続

- ① 上記の種類別に、希望される研究テーマ等を担当する教員と打合せをしていただき、双方の合意が得られた後に、申込書を学長宛に提出していただきます。
教員の紹介等は、事務局総務課（0238-88-7377）で御案内することも可能です。
- ② 事務局から、企業等の御担当者へ契約書案をお送りし、契約締結まで打合せ等のやり取りを行います。
ここでは、研究テーマ、研究期間、研究経費、知的財産の取扱い等について取り決めを行います。
- ③ 契約締結後に研究活動等を開始し、研究期間終了後所定の期日までに成果報告書を企業等へ提出いたします。

3 企業等から御負担いただく経費

- ① 直接経費
研究実施のために必要な備品、消耗品、旅費等の経費。学術指導にあつては、ノウハウの提供の対価が含まれます。
- ② 間接経費
本学の管理的経費として直接経費の30%に相当する経費

4 知的財産権の取扱い

研究や学術指導を行った結果得られた発明に係る知的財産権の取扱いについては、企業等又は本学教員に帰属することを基本に、ケースバイケースで協議の上、決定することとし、当該権利を本学が保有することはいたしません。

5 その他の連携

奨学寄附金：企業等や個人から資金面で御支援をいただき、本学の教育研究水準の向上に活用させていただく寄附金制度です。寄附者は、税制上の優遇措置を受けることができます。

手続については、上記2に準じます。